

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 万裕会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岐阜県高山市新宮町 683 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 22 年 11 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 平成 22 年 11 月 19 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人万裕会さもり ファミリークリニック	2112701855	岐阜県高山市新宮 町 683 番地 1	一 般 病 床 0 床

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
りびんぐラルゴ	岐阜県高山市新宮町 700 番地 200	
けあらいふラルゴ	岐阜県高山市新宮町 676 番地 5	
福祉用具ラルゴ	岐阜県高山市新宮町 677 番地 ヒルサ イド露越 E-5	

りびんぐラルゴきよみ	岐阜県高山市清見町牧ヶ洞 3942-3	
けあらいふラルゴきよみ	岐阜県高山市清見町牧ヶ洞 3942-1	
グループホームラルゴ	岐阜県高山市新宮町 700 番地 45	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 6月24日 令和6年度決算の決定

平成8年 4月30日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 26-3

法人名 医療法人 万裕会
所在地 高山市新宮町683番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 4月 30日現在)

1. 資 産 額	311,254 千円
2. 負 債 額	30,357 千円
3. 純 資 産 額	280,897 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		186,911
B 固 定 資 産		124,343
C 資 産 合 計 (A + B)		311,254
D 負 債 合 計		30,357
E 純 資 産 (C - D)		280,897

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式 26-1-2 (新法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 万裕会
所在地 高山市新宮町683番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	186,911	I 流 動 負 債	19,347
II 固 定 資 産	124,343	II 固 定 負 債	11,010
1 有 形 固 定 資 産	92,281	負 債 合 計	30,357
2 無 形 固 定 資 産	58	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	32,004	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 剰 余 金	260,097
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	20,800
		純 資 産 合 計	280,897
資 産 合 計	311,254	負 債 ・ 純 資 産 合 計	311,254

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 万裕会
所在地 高山市新宮町683番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	163,138
2 事業費用	177,975
本来業務事業損失	14,836
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	247,166
2 事業費用	240,949
附帯業務事業利益	6,217
事業損失	8,619
II 事業外収益	10,133
III 事業外費用	414
経常利益	1,100
IV 特別利益	368
V 特別損失	
税引前当期純利益	1,468
法人税等	499
当期純利益	969

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 万裕会

理事長 佐守 友実 殿

私は、医療法人万裕会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月25日

医療法人 万裕会

監 事 大沼 友博

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。